

◆申告日程

| | | |
|------|--|---|
| 相談時間 | 午前の部 午前9時～正午 | どこの会場でも申告することができます。混み合いますので時間に余裕を持っておいでください。本庁・課税課や支所の窓口では申告できません。 ※整理番号札は午前8時30分から配布。 |
| | 午後の部 午後1時～3時30分 | |
| | (天草市民センターは午後4時まで) (御所浦北地区コミュニティセンターは午後2時まで) | |

- 次の場合は税務署で申告してください。
 - ①青色申告 ②譲渡所得申告 ③住宅借入金などの特別控除を初めて受ける人 ④上場株式などの譲渡損失の申告 ⑤税務署から申告のお知らせが届いた人 ⑥売上高が1,000万円超の人
 - 次の人は、まずは電話でご相談ください。
 - ▶申告が必要だが移動手段がない人や、高齢などにより会場まで行くことが困難な人
 - ▶収支内訳書の書き方がわからない人
- 本庁・課税課 ☎②6050

| 地区 | 月日 | 申告会場 | 地区 | 月日 | 申告会場 | | |
|---------|--------------------|----------------------------|------------------------|-------------------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 本渡 | 2/25(月) | 佐伊津地区コミュニティセンター | 御所浦 | 2/18(月) | 御所浦北地区コミュニティセンター | | |
| | 2/26(火) | 本町地区コミュニティセンター | | 2/19(火)・20(水) | 御所浦地区コミュニティセンター | | |
| | 2/27(水) | 志柿地区コミュニティセンター | | 倉岳 | 2/21(木) | 倉岳多目的研修集会施設 | |
| | 2/28(木) | 下浦地区コミュニティセンター | | | 2/22(金) | 浦地区コミュニティセンター | |
| | 3/4(月) | 宮地岳地区コミュニティセンター | | | 2/25(月) | 宮田地区コミュニティセンター | |
| | 牛深 | 3/5(火) | | 楠浦地区コミュニティセンター | 新和 | 2/26(火)・27(水) | 新和福祉会館 |
| | | 3/6(水)～8(金) 11(月)～15(金) | | 天草市民センター展示ホール (15日は午後3時まで) | | 2/28(木) | 大多尾地区コミュニティセンター |
| 3/4(月) | | 深海地区コミュニティセンター | 五和 | 3/1(金) | | 新和町民センター | |
| | | 3/5(火) | | 魚貴出張所 | | 2/18(月) | 五和町コミュニティセンター |
| | | 3/6(水) | | 二浦地区多目的研修集会施設 | | 2/19(火) | 鬼池地区コミュニティセンター |
| | 3/7(木) | 久玉地区コミュニティセンター | | 2/20(水)・21(木) | 五和漁村センター | | |
| 有明 | 3/8(金)・11(月)～15(金) | 牛深支所・2階会議室 (15日は午後3時まで) | 天草 | 2/22(金) | 地域交流センターおおくす | | |
| | 3/4(月) | 島子地区コミュニティセンター | | 2/18(月) | 福連木地区コミュニティセンター | | |
| | | 3/5(火) | | 下津浦地区コミュニティセンター | 2/19(火) | 下田北地区コミュニティセンター | |
| | 3/6(水) | 上津浦地区コミュニティセンター | | 2/20(水) | 天草支所・2階会議室 | | |
| | 3/7(木) | 大浦地区コミュニティセンター | | 2/21(木) | 大江地区コミュニティセンター | | |
| | 3/8(金) | 須子地区コミュニティセンター | | 2/22(金) | 富津地区コミュニティセンター | | |
| 3/11(月) | 有明老人福祉センター | 河浦 | 2/25(月)・26(火) 27(水) | 河浦支所・2階会議室 | | | |
| | 3/12(火) | | 楠浦地区コミュニティセンター | 2/28(木) | 新合地区コミュニティセンター | | |
| | | | | 3/1(金) | 宮野河内地区コミュニティセンター | | |

〈天草税務署が開設する申告相談会場〉

- ◆とき=2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日曜日を除く
 - 申告相談…午前9時～午後4時 ●申告書受付…午前8時30分～午後5時
- ◆ところ=天草税務署1階(古川町)
 - 2月18日(月)～3月7日(木)まで税理士会の確定申告無料相談コーナーを同会場に設けています。 ※正午～午後1時までは除く
- 【上記の問い合わせ先】天草税務署(☎②2510) ※自動音声案内
 - 確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。【確定申告電話相談センター】におつなぎします。(3月15日(金)まで)

平成30年分

2月18日～3月15日

市・県民税の申告

平成30年中の収入や控除を計算する、税の申告時期です。申告が必要かどうかの判断や申告の日程などをお知らせします。

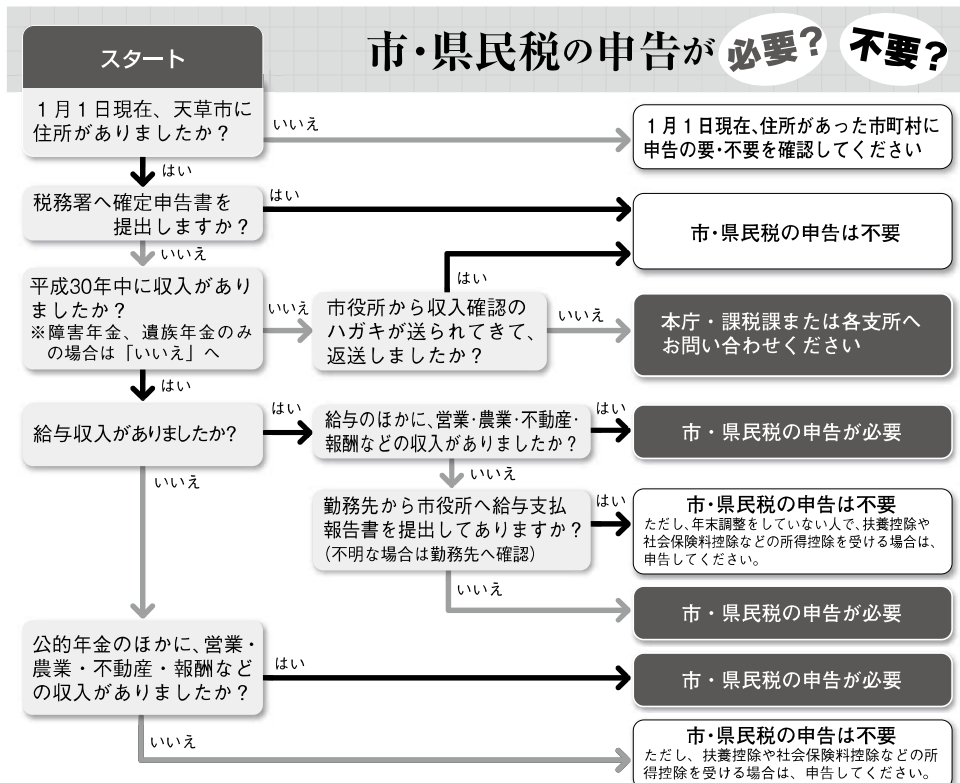
【申告が必要かチェック】

下表で市・県民税の申告が「必要」となった人は、各申告会場(次ページ参照)で申告してください(個別の通知は行いません)。平成29年中は収入がなかったと申告した人には、1月中旬に収入確認のハガキを送付しています。30年中も無収入だったときは、ハガキに必要な事項を記入し、返送すると申告は完了します。

【申告をしないと】

- 所得証明が発行できない
- 保険税(料)の軽減が適用できない

また、医療機関での窓口負担や保育料など、身近な医療、福祉などにも関係しますので、必ず申告してください。



「申告のときに必要なもの」は次ページをご覧ください

平成31年4月診療分から

子どもの医療費が 18歳まで無料になります

(保険診療分のみ)

■子ども医療費助成制度の対象

- 年齢**
0歳から18歳になった次の3月31日(高校卒業年齢)まで。
- 住所要件**
①市内に住民票がある人。
②お父さんが市外に転出していて、市外に住民票があり、以下の3つにあてはまる人。
(1)保護者の住民票が市内にある。
(2)お子さんが(1)の保護者の健康保険証の扶養に入っている。
(3)住民票のある自治体から子ども医療費助成を受けていない。
※住民票のある自治体の子ども医療費助成制度を受けられる場合は、住民票のある自治体に申請してください。

■お医者さんにかかるとき

- 市内の医療機関窓口で「子ども医療受給者証」と保険証を提示すると、医療費が無料になります。
- 市外の医療機関を受診するときや、住所要件②の人などは一度医療費を支払い、後日、子育て支援課または各支所で払い戻しの申請をしてください。
申請時に領収書と「子ども医療費受給者証」を提示してください(住所要件②の人は領収書とお子さんの保険証〔写しも可〕と保護者の通帳が必要です)。
※住所要件②の人には「子ども医療受給者証」は交付しません。

詳細は市ホームページでも確認できます。



■「子ども医療受給者証」の変更手続きが必要な場合があります

| 生年月日 | 手続き |
|--|--|
| 平成13年4月2日 ～同15年4月1日 対象年齢： 4月から高校2～3年生 | 手続き必要 (住所要件②の人は手続き不要) 2月28日⑥までに申請書と必要書類を郵送または直接提出してください(申請書は1月22日から送付しています)。 提出書類 資格認定申請書、お子さんの健康保険証の写し、保護者の通帳の写し。 |
| 平成15年4月2日以降 対象年齢： 4月から高校1年生以下 | 手続き不要 ※新しい受給者証が届いたら、古い受給者証は破棄してください。 順次、新しい受給者証を送付します。 |

〒863-0043 市内亀場町亀川1886-2

天草市役所・子育て支援課(天草中央保健福祉センター内) ☎275400 / 各支所

◆申告のときに必要なもの

- 印かん チェック
 - マイナンバー(個人番号)がわかるもの(下図のとおり) チェック
- 個人番号の確認のため

 - 通知カードまたは
 - 個人番号付きの住民票

本人確認のため

 - 運転免許証や健康保険証など
- または
- マイナンバーカード(個人番号カード)

このほか、所得の種類などによって、必要なものは異なります。

なお、税務署から申告のお知らせが届いた人は税務署で申告してください。

- 事業、不動産所得がある人** チェック
 - ・収支内訳書(帳簿から転記し、収支を計算済みのもの)
 - 給与・年金所得がある人**
 - ・給与所得の源泉徴収票または給与支払証明書
 - ・公的年金などの源泉徴収票
 - ※所得税の還付を受ける人は、源泉徴収票(原本)と本人名義の預貯金通帳など(口座番号がわかるもの)。
 - 個人年金・保険の満期金がある人**
 - ・保険会社等が発行した支払い金額などがわかるもの
 - 社会保険料控除を受ける人**
 - ・年金や健康保険税(料)などの領収書または納付額確認書
 - ・国民年金保険料控除証明書
 - ※国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料が年金から差し引き(特別徴収)される保険税(料)の控除を受けることができるのは、受給者本人のみとなります。
 - 障害者控除を受ける人**
 - ・障害者手帳など
 - ※障がい者控除対象者認定(要支援・要介護認定を受けている人)の詳細は市政だより天草1月号に掲載。
 - 生命保険料控除や地震保険料控除を受ける人** チェック
 - ・支払った保険料の証明書
 - 医療費控除を受ける人**
 - ・支払った医療費の領収書など(受診者・医療機関ごとに集計してください)
 - ・セルフメディケーション税制に必要な領収書や取り組みを行った書類
 - ・医療費通知書(医療費のお知らせなど)
 - ・生命保険や医療保険の高額療養費などで補てんされる金額の明細書
 - ・介護保険高額介護サービス費支給決定通知書
- 変わります!** 配偶者控除および配偶者特別控除の上限が変更。

 - 配偶者控除・配偶者特別控除**
配偶者控除・配偶者特別控除ともに納税義務者の合計所得金額が900万円超から段階的に控除額が下がり、合計所得金額が1,000万円を超えると適用できません。
配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が123万円までに拡大されました。
- ◎市・県民税の申告については、本庁・課税課(旧天草地域ダム建設事務所内) ☎26050または各支所へお尋ねください。
 - ◎所得税の申告については、天草税務署 ☎22510へお尋ねください。